

講習会に関する Q & A

《質問事項》

今回の「理学療法士作業療法士専任教員養成講習会」（360時間：17単位）は、以前から実施されている医療研修推進財団（PMET）が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を受講したもので受ける必要があるのでしょうか。それともどちらかを受講すればよろしいのでしょうか。

《回答》

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令により、第二条 五、第三条 四において、理学（作業）療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法（作業療法）に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの」とあります。厚生労働大臣の指定する講習会は、今回実施する「理学療法士作業療法士専任教員養成講習会」（360時間：17単位）をさしております。

従いまして、現在学校養成校に所属されていない方が、来年4月1日に学校養成校に専任教員として入職する際に、本講習会の受講修了が要件となります。また、以前から実施されている「医療研修財団（PMET）が実施する教員等長期講習会」を修了されている方は、前述の現在専任教員でない方でありましたら、今回実施する講習会を受講する必要があります（132/360時間の読み替えあり）。

《質問事項》

受講対象者の要件が4つありますが、そのうちの「(3) 本講習会終了後、理学療法士作業療法士の学校養成施設において教員等に従事する者及び将来従事しようとする者」とあります。これについては現時点で教員として勤務している者は対象とならないという解釈でしょうか？それとも、現時点で教員として勤務していても受講対象者となりますでしょうか？

《回答》

「(3) 本講習会終了後、理学療法士作業療法士の学校養成施設において教員等に従事する者及び将来従事しようとする者」とは、令和4年4月1日から学校養成施設に入職し専任教員として勤務する、あるいは将来従事しようとする方が対象です。現在、教員として学校養成施設に勤務されている方は、受講の義務はありません。受講して頂くことには問題ございません。

《質問事項》

医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会や臨床実習指導者講習を受講していれば、免除される科目があるのでしょうか。また、免除科目がある場合、どの講習会を受講済みでどの科目が免除されるのか、また免除科目がある場合も受講費用は同じなのかについてお教え頂けますでしょうか。

《回答》

医療研修推進財団（PMET）が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者の方は、今回実施いたします「理学療法士作業療法士専任教員養成講習会」の受講科目を免除いたします（132/360 時間）。しかし、臨床実習指導者講習会の受講修了者については、免除科目はありません。要綱に記載いたしましたが、PMET 受講修了者は、150,000 円の受講費が必要です（通常 200,000 円）。

免除科目（理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の受講科目で記載）は、以下の通りです。

社会保障制度（4）

初等中等教育の実際（10）

青年期の心理的特徴（8）

教育原理（8）

教育心理学（20）

教授方法（24）

授業設計（20）

指導の方法（8）

評価の方法（8）

多職種連携（14）

人間関係論（8）

※（ ）内の数字は時間数